

**Q.** 相続手続きの際、被相続人(亡くなった人)の親族が法定相続人(相続財産の受取人)となります。相続人である証明するためにはどうしたらよいでしょうか？

相続人のひとりである甥の連絡先は不明です。

**A.** 相続人となるのは、「配偶者」「子」「直系尊属」「兄弟姉妹」等ですが、この子や直系尊属、兄弟姉妹の立場は、すべて被相続人を基準にした場合の立場を指します。

今回の例は、相続人の一人であった兄が亡くなっていますので代襲相続人の甥となります。しかし甥とは長年連絡をとっておらないため、住所がわかっていません。そこで戸籍を取り寄せることから始まります。

## 【説明】

右の親族関係図をもとに説明していきましょう。

姉が亡くなったので、相続人は弟様(相続代表者)と、甥(兄の代襲相続)の2人になります。また弟様と兄は疎遠だったため、甥の住所は把握していない状況です。

姉の相続財産は、弟と甥で2分割になりますが、これでは遺産分割協議ができない状態になっています。

そこで、姉の出生からの戸籍(誰から生まれた)と、その両親の子どもの出生を記した戸籍をもって、まず相続人を確定することになります。

次に、甥の戸籍の「附表」から現住所を知ることができます。その住所(甥宛て)に、今回の事情を説明した手紙を書き、返事を待ちます。(附表には電話番号の記載はありません)しかし、返信が無い場合、家庭裁判所に「不在者財産管理人選任」の申し立てを行い、管理人に選ばれた人が遺産分割協議に加わることで相続手続き開始となります。

## 【相続人が海外に住んでいる場合】

附表を入手し、相続人が海外に転出していたことがわかった場合、相続代表者は外務省を通して本人の住所を知ることできます。回答があるまで1~2か月必要でしょう。

## 【相談先】

このような場合、戸籍の取り寄せなどがあり面倒なことが多いのが現状です。相続代表者は弁護士、司法書士、行政書士等または家庭裁判所に相談してみるのがよいでしょう。

